

事業所アンケート調査
結果報告書

令和元年 8 月

磐田市再発防止対策本部会議

目次

第1 調査概要	1
第2 質問事項と集計結果	2
資料編	24

第1 調査概要

- 1 調査期間 平成31年4月24日～令和元年5月10日
- 2 調査対象 市の入札参加登録業者で入札種別「建設工事」かつ登録区分「市内業者」・「準市内業者」の事業所 122社
- 3 調査方法 調査用紙への無記名記入方式（郵便により送付）
- 4 回収数 94社
- 5 回収率 77.0%
- 6 集計方法
 - ・回答者の属性（業者区分、工事契約件数）を分類し集計を行いました。
 - ・記述回答及び自由意見は、類似した内容ごとに分類し、主な意見を掲載しました。
 - ・具体的な記述により個人等が特定される恐れのあるもの及び明らかに事実と異なるものについては削除しました。なお、客観的かつ具体的な事実が確認された場合は、市の規定等に基づき適正に対処していきます。
- 7 その他 本調査結果報告書について、ご意見・ご質問等がある場合には、秘書政策課にお問い合わせ下さい。

〈回答者属性（問1：業者区分）〉

区分	回答数	回答割合
市内業者	85社	90.4%
準市内業者	7社	7.5%
未回答	2社	2.1%
合計	94社	100.0%

〈回答者属性（問2：工事契約件数）〉

平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の予定価格130万円超の建設工事入札案件における、本市との契約件数

選択肢	回答数	回答割合
無し	45社	47.9%
1～5件	33社	35.1%
6件以上	16社	17.0%
合計	94社	100.0%

第2 質問事項と集計結果

問3 今回の磐田市で起こった公契約関係競売入札妨害事件について、その原因・背景をどのように考えていますか。ご意見を記述してください。

事件の原因と背景について、46件の意見がありました。項目ごとの主な意見は次のとおりです。(一部、複数の項目に該当する意見があります。)

【記述記載】

〈職員倫理・意識の問題〉

- ・以前からの関係がもたらしたもので、その人のモラルの問題である。公私混同しないように、自分の立場を今一度考えて行動すべきだった。
- ・古くからの体制、習慣が残っていて、そのことに対する意識が一般の考えと違っていることに気付いていないのではないか。
- ・管理職の方への建設業法や公正取引についての教育が必要ではないでしょうか。
- ・職員の意識（レベル）が低い。旧市町村の上下関係や仲間意識が生んだ結果。入札制度の仕組みも良くない
- ・各自の立場における自覚と緊張感の欠如。
- ・磐田市ばかりではなく、今まで幾度となく、このような事件が新聞・テレビ等で報道されてきましたが、一向に無くならないのは人間のモラルの問題であると思います。今回事件を犯した人はもとより、その人物を推薦した市民、又市役所内で役職者に選んだ職員にも、責任があるのではないのでしょうか？人選は重要です。
- ・職務に係る倫理を守り、常に公正な職務の執行をしなければならない立場でありながら一部の者に対してのみ有利な取り扱いをし、まさに倫理の欠如である。強い者に従う体質も市の中にはあったのか。もっと風通しのよい市政にする必要があると思われる。常に公正な職務の執行そして市民全体の奉仕者であるとの誇りと使命を忘れてはならない。市も会社もコンプライアンスを徹底してこそ不正排除と公正な競争入札が行われる。(官民とも)不正した者は永久追放をすることの覚悟も必要と思われる。今日まで真面目に入札に参加していた多くの零細企業が廃業したり倒産してきた。裏ではこんなことが行われていたと思うと非常に怒りを感じる事件である。特定の者だけ優遇するような入札制度に移りつつある現在であればこそ、このような事件が起こりうる因がある。

- ・磐田市全ての管理職員及び一部職員が公務員としてのコンプライアンス・倫理観の、欠如が招いたことだと思います。上席者の行為が下位職員の不正行動を助長するのです。(上席者の行動を見て下位の者は自己の行動を正当化する)。合併後、今回の事案の当事者を、重要ポストに着かせ問題行動を黙認したことは任命権者にも大きな責任があるはずです。他の要因は、公共事業費の減少に伴い売上高の確保の為、公共工事の比率が高い業者は、強い危機感を持っている。

〈市の組織・人事体制の問題〉

- ・権力の集中及びオープンではない風通しが悪い昔ながらの体質が改善されていない行政システム（保守的）。
- ・市の体制に問題があったと考える。専門技術者が不足しており、予算段階から業者への相談、見積り依頼がある改修工事においては、元施工業者への依頼が一番安価と考えていると思われる。
- ・課長と元副市長との人間関係がどの程度だったのかはわかりませんが、地位は人を育てますが、その地位に長くとどまることにより、流れる水も滞留したり、よどんでくる場合があります。円滑な流れを維持するための人事交流は、随時行い実践することも大事です。権力の集中は、硬直した怠惰な習慣を引き起こす要因にもなる可能性を秘めています。今回、再発防止対策本部を立ち上げ研修会を都度開催しているようですが、広く市民・その場に有る者の意見を聞き、その意見を吸い上げ反映させることが再発防止に繋がると思います。一つの意見要望として、庁舎内組織に独立した内部監査機構を設置し、法律のコンプライアンスの遵守はもちろんのこと、市民からの意見を広く聞きその意見をまとめ、その組織の公平・公正な立場から、その意見を吸収し行政へフラットな立場で提言し市政へ反映させることが可能な権限を持つ独立した組織を設ける必要が有ると思います。そのトップの姿は公正・公平・愚直で何事にも前向きに対応できる人間が好ましいと思います。
- ・今回の事件については当事者同士の資質の問題だと思うが、それを認識できず、これまでに至ったのは行政組織の問題。特定された個人・事業者だけでなくしっかり調査願いたい。過去の案件についても同様をお願いしたい。
- ・上に立つと注意することができるが、自分のことは注意してくれないので、甘い方へと行ったのではないか。監視できる部署を設置したらどうか。

- ・利害関係者が友人、知人だったとしても、法を犯してまで情報を漏らすのはその人間の資質の問題。また、その人物をそれなりの立場に任命した者の責任と思う。市役所全職員の責任感の無さが原因。
- ・市役所内部において、上の者に対してものが言えない。内部の風通しが悪い、コミュニケーションがとれていない組織が閉鎖的。業者間の競争による予算削減が絶対だという意識が強すぎる。市民や市内業者ファーストの行政組織となっていないと思います。

〈工事発注・入札制度に関する課題〉

- ・前副市長が、都市整備課の課長へ金額を業者へ教える事に関しては逆らえない。業者との癒着が無くなる様に入札制度の見直しを、他の市とかも参考にして欲しい。
- ・入札については、平等でなければならないので、もっと見える化し、磐田市の職員に対しても、業者との交流はさけるべきである。特に、中小企業は大変であるため、必ず平等に行なっていただきたいです。
- ・今回のような事件が磐田市で起こった事が残念ですが、積算時点で公表単価以外の見積単価が多い工事は調べやすい資料等の提示を増して積算しやすくしたら良いと思う。
- ・公共工事に対する情報公開が乏しいため、今回のような件が起きたかと思う一面があります。予定価格についてはもちろんだめですが、人の配置計画等も含めてもう少し公開できる情報を多くしてほしい。
- ・現場の工事量が現在は少ないので、その中のあせりではないかと思います。
- ・設備工事の設計価格の設定は、不明確な事項が多いから、ではないでしょうか。一個人の責任ではない気がします。
- ・磐田は小さな都市なのに大きなことを意識しすぎているように感じる。大きなことをやりたいんだなと思う。工事金額を大きくして事業者規模の割と大きな業者を相手としているからこのようなことがおきてしまう。小さな都市なんだから小規模な工事でよい。去年とか、設備工事で「〇〇〇地区外4校」とか本来なら4分割するべきを1つにまとめて工事を大きくしている。
- ・建設業に対する予算や発注数がバランス悪く業者が経営を存続出来なくなっているから。

- ・磐田市は他で求められる以上に提出書類が多く直工は積算出来てもムダに多い経費が読みにくい為、そういうことをするのはないかと思う。

〈その他（事件への感想・要望等）〉

- ・これから行なわれる裁判で原因背景を明らかにしてもらいたい。
- ・当社としては市場価格のデータ蓄積、施工実績、入札後の検証等、入札価格を決めるにあたり常に企業努力をおこなっており、また積算に関わるスタッフとの協議の場を都度もつことにより独自のシステムを確立しています。よって、このたびの件に関しての想定される原因・背景は考え得る意見を持ち合わせておりません。
- ・価格を教える事が有るとは思っていませんでした。今回は、特別なのではないのでしょうか。
- ・実績がほしかったのか？億単位または、それに近い金額だと欲が出るのか？有名な施設等だと施工実績が欲しいのかと思いました。
- ・人間と人間による行為なので防ぎようがない。未来永劫なくなることはない。

問4 本市の職員が貴社に対し、便宜などを図るよう不当な要求を行ったことがありますか。また、「ある」と回答した方は、不当な要求をした「者（職員）」と「相手」、また「その内容」について記述してください。

- ・ある 1社（1.1%）
- ・ない 93社（98.9%）

選択肢	回答者数	内、業者区分			内、契約件数		
		市内	準市内	未回答	無し	1～5件	6件以上
ある	1社	1社	0社	0社	0社	1社	0社
ない	93社	84社	7社	2社	45社	32社	16社
合計	94社	85社	7社	2社	45社	33社	16社

不当な要求をした「者（職員）」と「相手」、また「その内容」について、1件の意見がありました。

【記述記載】

- ・合併以前に金品及び飲食の不当な要求がありました。

問5 貴社では、本市の職員が他の事業所等に対し、便宜などを図るよう不当な要求を行ったことを見たり、聞いたりしたことがありますか。また、「ある」と回答した方は、不当な要求をした「者（職員）」と「相手」、また「その内容」について記述してください。

- ・ある 3社（3.2%）
- ・ない 90社（95.7%）
- ・未回答 1社（1.1%）

選択肢	回答者数	内、業者区分			内、契約件数		
		市内	準市内	未回答	無し	1～5件	6件以上
ある	3社	3社	0社	0社	1社	0社	2社
ない	90社	81社	7社	2社	44社	32社	14社
未回答	1社	1社	0社	0社	0社	1社	0社
合計	94社	85社	7社	2社	45社	33社	16社

不当な要求をした「者（職員）」と「相手」、また「その内容」について、4件の意見がありました。主な意見は次のとおりです。

【記述記載】

- ・あったとしても言わない。

問6 貴社が本市の職員に対し、便宜などを図るよう不当な要求を行ったことがありますか。また、「ある」と回答した方は、不当な要求をした「者」と「相手（職員）」、また「その内容」について記述してください。

- ・ある 1社（1.1%）
- ・ない 92社（97.8%）
- ・未回答 1社（1.1%）

選択肢	回答者数	内、業者区分			内、契約件数		
		市内	準市内	未回答	無し	1～5件	6件以上
ある	1社	1社	0社	0社	0社	0社	1社
ない	92社	84社	6社	2社	44社	33社	15社
未回答	1社	0社	1社	0社	1社	0社	0社
合計	94社	85社	7社	2社	45社	33社	16社

不当な要求をした「者」と「相手（職員）」、また「その内容」について、1件の意見がありました。

【記述記載】

- ・ある工事（入札ではなく随意契約の見積り合わせの工事）において、3社見積となるのですが、なるべく特定の業者が受注した方が良いと判断して、他の2社を確認するといったことはありました。（結果は教えてもらえませんでした。）

問7 貴社では、他の事業所等が本市の職員に対し、便宜などを図るよう不当な要求を行ったことを見たり、聞いたりしたことがありますか。また、「ある」と回答した方は、不当な要求をした「者」と「相手（職員）」、また「その内容」について記述してください。

- ・ある 6社（6.4%）
- ・ない 85社（90.4%）
- ・未回答 3社（3.2%）

選択肢	回答者数	内、業者区分			内、契約件数		
		市内	準市内	未回答	無し	1～5件	6件以上
ある	6社	6社	0社	0社	3社	1社	2社
ない	85社	76社	7社	2社	42社	29社	14社
未回答	3社	3社	0社	0社	0社	3社	0社
合計	94社	85社	7社	2社	45社	33社	16社

不当な要求をした「者」と「相手（職員）」、また「その内容」について、6件の意見がありました。主な意見は次のとおりです。

【記述記載】

- ・ある工事（130万円以下の入札ではなく随意契約の見積り合わせの工事）においてのみ、特定の業者が他の2社を確認する行為はありました。（結果は教えてもらっていませんでした。）

問 8 本市の職員が貴社に対し、利益供与と思われる行為を要求したことがありますか。また、「ある」と回答した方は、利益供与を要求をした「者（職員）」と「相手」、また「その内容」について記述してください。

※利益供与の事例

1. 中元歳暮などの贈答品の提供
2. 飲食の誘い
3. 旅行の誘い
4. ゴルフの誘い
5. 現金や金券、有価証券の提供 など

- ・ある 2社（2.1%）
- ・ない 92社（97.9%）

選択肢	回答者数	内、業者区分			内、契約件数		
		市内	準市内	未回答	無し	1～5件	6件以上
ある	2社	2社	0社	0社	0社	1社	1社
ない	92社	83社	7社	2社	45社	32社	15社
合計	94社	85社	7社	2社	45社	33社	16社

利益供与を要求した「者（職員）」と「相手」、また「その内容」について、2件の意見がありました。

【記述記載】

- ・過去（15年位前）には何回かあった。（「飲食の誘い」「旅行の誘い」）
- ・合併以前に金品及び飲食の要求がありました。

問9 貴社では、本市の職員が他の事業所に対し、利益供与と思われる行為を要求したことを見たり、聞いたりしたことがありますか。また、「ある」と回答した方は、利益供与を要求した「者（職員）」と「相手」、また「その内容」について記述してください。

- ・ある 1社（1.1%）
- ・ない 93社（98.9%）

選択肢	回答者数	内、業者区分			内、契約件数		
		市内	準市内	未回答	無し	1～5件	6件以上
ある	1社	1社	0社	0社	1社	0社	0社
ない	93社	84社	7社	2社	44社	33社	16社
合計	94社	85社	7社	2社	45社	33社	16社

利益供与を要求した「者（職員）」と「相手」、また「その内容」について、1件の意見がありました。

【記述記載】

- ・うわさのレベルならいくらでも聞いている。

問 10 貴社が本市の職員に対し、利益供与と思われる行為を行ったことがありますか。また、「ある」と回答した方は、利益供与と思われる行為を行った「者」と「相手（職員）」、また「その内容」について記述してください。

※利益供与の事例

1. 中元歳暮などの贈答品の提供 2. 飲食の誘い 3. 旅行の誘い
4. ゴルフの誘い 5. 現金や金券、有価証券の提供 など

- ・ある 0社 (0.0%)
- ・ない 94社 (100.0%)

選択肢	回答者数	内、業者区分			内、契約件数		
		市内	準市内	未回答	無し	1~5件	6件以上
ある	0社	0社	0社	0社	0社	0社	0社
ない	94社	85社	7社	2社	45社	33社	16社
合計	94社	85社	7社	2社	45社	33社	16社

問 11 貴社では、他の事業所等が本市の職員に対し、利益供与と思われる行為を行ったことを見たり、聞いたりしたことがありますか。また、「ある」と回答した方は、利益供与と思われる行為を行った「者」と「相手（職員）」、また「その内容」について記述してください。

- ・ある 5社（5.3%）
- ・ない 88社（93.6%）
- ・未回答 1社（1.1%）

選択肢	回答者数	内、業者区分			内、契約件数		
		市内	準市内	未回答	無し	1～5件	6件以上
ある	5社	5社	0社	0社	2社	1社	2社
ない	88社	79社	7社	2社	43社	31社	14社
未回答	1社	1社	0社	0社	0社	1社	0社
合計	94社	85社	7社	2社	45社	33社	16社

利益供与と思われる行為を行った「者」と「相手（職員）」、また「その内容」について、6件の意見がありました。主な意見は次のとおりです。

【記述記載】

- ・仕事柄、窓口の若い職員と接点をもちますが、道路河川課、下水道課、農林水産課、水道課の若い職員には、そんな人はいないと断言できます。管理職は接点がないのでわかりません。

問 12 今回の公契約関係競売入札妨害事件の再発防止策に関して、ご意見やご提案があれば、記述してください。

再発防止策について、30件の意見・提案がありました。項目ごとの主な意見は次のとおりです。（一部、複数の項目に該当する意見があります。）

【記述記載】

〈職員意識・職員教育に関すること〉

- ・この事件はたまたまで、上層部が中心になってやっているのので、職員の教育をしてほしい。
- ・入札参加者には厳しい条件が課せられるが、行政内部については理解されていない面が多くあると思う。管理者、担当者、その他職員は透明性を持って互いに管理していただきたい。
- ・市当局も入札参加会社も全職員、全社員にコンプライアンスの徹底をしていく、悪いことをした者は必ず報いを受けるとのことを知らしめる。癒着や不正した者は永久追放するとの断固たる態度が防止の一つになるのではないかなと思われる。
- ・市職員にコンプライアンス教育を徹底するしかない。今回の事も時間が経つと薄れていく。繰り返し教育する。
- ・磐田市役所職員の責任が大きいです。市役所職員の綱紀粛正を厳正に行っていただきたい。特定な人間関係の事件であり、すべての建設業者が今回の事業者と同じではありません。
- ・2019年度から工事価格を事前公表にするという対策を講じた。この対策が一番安易な方法を選択したと言わざるを得ない。根本の磐田市職員の綱紀粛清はどのようになっているのかと疑う。また関係法令の観点からしても矛盾していると思う。このような対策しか講じられない内部体質に問題があると思う。このアンケートを徴集するのであれば官側の対応をもっと明確に示し意見を求めるのが通常と考え責任問題を他に求めているように感じる。

〈入札制度に関すること〉

- ・少なくとも今回対象の業者については、今後、期間関係なく、入札（磐田市）に参加してほしくありません。（永久指名停止）

- ・ 予定価格を事前公表で行なわれますか。事前公表だと積算もろくにせず、単価を下げるだけの競争に成ると思います。やはり、予定価格は、自ら積算して入札に当たるべきだと思います。
- ・ 磐田市は、たまたま、入札案件を全て受注するだけの業者がいるので、その中で、不正な事がおきてしまいました。今後は、磐田といえども、都市部や災害地域のように、施工する業者が足りなくなると、入札不調になると思います。そうになると、何が不正で、不正でないかの境界があいまいになるはず。不正があったからといって、過度に公正さを強調すると、業者の入札離れは進み、人手不足も加わって、入札不調の状況が多くなります。今から、コンサルタントを入れて、業者の状況を把握した発注計画を策定することを希望します。
- ・ 予定価格事前公表を実施とのことですが、緊急的な措置でしょうが真の解決にはならないと思います。
最低制限価格での抽選落札が多数発生する場合には、変動型最低制限価格を、採用することも考慮する必要があるとおもいます。市内業者はA・B、2等級に格付けされていますが、事業者の規模の開きが大きくなっています。格付け等級を、規模に応じ再編したほうが健全だと思います。又、設計書等の開示請求を求めた時に、細部まで（明細）公開していただきたい。特に下水道設計書は、グレーな部分が多く、不正の要因となり得る。
- ・ 当社としては非常に迷惑しております。市内外からの磐田市のクリーンなイメージが悪くなっています。今回事件と同様な改修工事については設計見積り時点でも業者に相談せず、市職員自ら設計積算を行うか、設計事務所に依頼する。
- ・ すべての入札工事の予定金額を事前に公表すれば良いと思います。
- ・ 予定価格の事前公表は、1つの対策としてよいのではないか。
- ・ 予定価格の事前公表について公契約関係競売入札妨害事件等は抑止力となるかと思いますが、ダンピングの助長になりかねないかと思われ。適正価格での落札が危ぶまれ工事の品質低下を招く恐れがあります。
- ・ 業者にとっては、事前公表はあまり嬉しくない。
- ・ とにかく公明正大にやるべき。一部の特定の業者が絵にかいたように落札し利益を得て、まじめにやっている業者が苦勞する。税金がつかわれているという事をもう少し発注側も自覚するべき。

- ・職員の資質、モラルの向上。工事予定価格が本当に適正なのか。急遽予算化された物件等は、予定価格を算出に協力をした業者が絶対的に強くなる反面、その協力した業者が入札に参加できなかつたり、落札できない事も不合理だと思う。通常時から市役所と工事業者との良好な関係が必要となる。
- ・案件1つに対し担当者を3名つけば（メインの担当者1名）いろいろ相談しながら対処できると思います。

〈事件の感想・その他〉

- ・外部の識者で第三者委員会を立ち上げて再発防止策の理論を構築すべきだと思う。
- ・再発を恐れて各担当とのコミュニケーションを無くすと現場の施工において、工期の短縮、工作物の積算、地域住民とのやりとり等々、弊害が発生すると思います。
- ・今回のような事件は、決してあってはならないことであり、当事者に対する制裁が甘いと感じる。今まで以上に抑制の強化を願います。
- ・一部の職員の行動で他の磐田市の職員が同様のことがあるように思われてしまうことが残念です。
- ・役所対業者の立場の違いはあるが、いいものを安く、早く、安全に造るという目標は変わらないと思う。お互い人間と人間、もっと信じ合って仕事ができればいい方向に行くと思う。

問 13 磐田市の入札・契約制度、発注システム等で問題点や改善に関する提案等があれば、記述してください。

問題点や改善に関する提案等について、40件の意見がありました。項目ごとの主な意見は次のとおりです。（一部、複数の項目に該当する意見があります。）

【記述記載】

〈予定価格の事前公表制度について〉

- ・事前に予定価格の告示をすることで、改善が少しは図れるのではないかと思います。
- ・予定価格の事前公表について、メリット：入札者が発注者から予定価格を探り出す不正行為の防止。デメリット：予定価格から推定できる最低価格付近になり、工事内容の質の低下につながってしまう。これは、見積や積算ができない業者でも参加しやすくなってしまうから。改善に関する提案：指名入札にする。経営審査の評価点の活用をする。完成検査の工事成績評定評価点の低い場合のペナルティを設ける。
- ・お互いの立場を利用した中での事件と思います。このような事件が発生すると、必ず発注側は責任を問われないようにバリアーを張るように思います。今回磐田市は5月から予定価格の事前公表を決めました。何故でしょうか？談合とは違います。事業者の意見も聞いてはよかったのではないですか。磐田市合併時にも予定価格の事前公表がありました。規制を強化すれば、このような事件の発生が無くなりますか。磐田市役所職員の内部規定の強化の問題だと思います。発注システムですが、静岡県と同じ入札システム・基準を取り入れていただきたい。
- ・予定価格の事前公表は良くないと思う。入札案件の多数がくじ引きになってしまう。技術者の配置の緩和ですが金額や工事種類に関わらず兼務できるようにすべき。書類の緩和、発注者も受注者も双方書類を簡素化すべき。お互いに技術者不足です。
- ・事前に予定価格公表型であれば、市職員と事業所相互の健全が保てると思います。
- ・予定価格公表の廃止（公正な入札とは思えない）。失格基準価格の引き上げを、見積合わせの発注について、原則B等級の業者という制限の廃止。
- ・予定価格提示、工事内容ごとの最低制限価格の変更。

- ・設計書の作り方をある程度統一し各社の努力で予定価格に近い積算が出来れば事前公表のような企業努力を削ぐ入札制度にしないでいいと思います。是非事後公表に戻してもらいたいと思います。
- ・予定価格の公表はいい事だと思う。技術提案などと言うグレーゾーンはやめるべき！

〈入札方法・参加資格について〉

- ・特に建築工事に対して、予定価格規模により、見積期間の延長を検討して頂きたい。
- ・静岡県、または県下、他市町村と同様であれば問題ないと思います。
- ・入札時、くじ引きで業者を決める時のやり方を変えて欲しい。
- ・専門的な特殊な資格を取得しているが、市の業務を回してもらえず、市外の業者に案件が流れている。もう少し地域内の有資格者の把握をして発注してほしい。
- ・特例市内業者制度の廃止または発注標準金額を上げる。工事施工難易度が高い物件に限り市外業者の入札参加を認める。市に業者を信じて、大事にしてもらいたい。特例市内業者の認定基準の実態を調査してほしい。（書類審査だけで判断しないでほしい）
- ・市内業者のみ入札参加。浜松・袋井・掛川は市内業者のみ。解体工事も最低価格を設定してほしい。
- ・入札資格をもっと厳しく制限すべき。誰でも入札できるのは、今回のような事件になる。
- ・入札参加の各工種の条件を見直して欲しい。（準市内業者の参加、特定市内業者枠について）
- ・案件によっては積算に要する検証期間が少ないため、公告から入札日までのサイクルを工事規模に応じて設定していただくとありがたいです。
- ・失格の金額を県並みにもっと高い所に設定してほしいです。

- ・一般競争にしても指名競争にしても、発注する工事が点検業務において必要となる資格者・技術者が会社に所属しているかを、入札参加申請時に調査する必要があると考えます。その為には、毎年所属している資格者や技術者の名簿と免状等のコピーを提出させる様にしたらどうでしょうか。磐田市が先鞭をつけて取り組んでください。
- ・特例市内制度が市内業者を苦しめている。市については市内業者の育成、保護、成長を促していただき、非常事態、災害復旧活動に対応できる市全体の体制構築をお願いしたい。総合評価方式の発注を増やして施工業者からの提案を受付、業者決定願いたい。民間活力を生かした提案を受付する部署を設置する。国の建設行政の方針と磐田市の建設行政の方針は真逆となっていないか？
 - ① 予定価格の適正な設定（事前公表の禁止）
 - ② 低入札価格の適切な設定（ダンピング防止がされていない。特に土木）
 - ③ 働き方改革（公告から入札迄の期間が短い）
 - ④ 発注施工時期の平準化（工事発注の集中）
 - ⑤ 市民ファーストの考え方（市の職員の保身、市の行政ファーストになっている）
- ・①最低制限価格・失格価格について。最低制限価格が他地域に比べ磐田市は低い為、最低制限価格の引き上げを検討していただきたいです。仕事が少ない為、最低制限価格にて入札をするしかなくなってしまいます。その結果、人手不足、若者の建設業離れの問題が深刻化してきている。国土交通省が、社会保険義務化等の政策をしても、会社にとっては負担ばかり増えるだけです。5,000万以上の失格価格は廃止して頂きたい。
- ②入札参加条件の見直し 工事経験内容：現在は門を広げるでなく、狭くしている。限られた業者のみの参加入札になっている。職種だけで無くその中の何まで限定している。受注できないので、永久的に入札参加は出来ない状態。経験年数：県並みにあわせて欲しい。過去15年まで。
- ③ランク分け・入札について、磐田市はA・Bのみに分かれております。しかし、県は土木・建築はA・B・C・Dの4ランク、隣の袋井市では、A・B・Cの3つのランクに振り分けられております。磐田市も2局化防止の為、同ランク内での格差防止の為3・4ランク分けにして頂きたい。
最近、総合評価方式の入札物件も多く発注されておりますが、やはり同規模の業者で評価点を競い合うのが正規な競争だとは思いますが、A・B2つのランクではAの規模の大きな会社、Bの中の比較的規模の大きい会社のみが受注し、2局化してきていると思われま。

総合評価の入札において、今までの工事経験、従事させる現場監督についてやはり規模の大きい会社が有利になっていると思われます。最近の入札傾向をみると、参加業者は比較的規模の大きな業者のみの参加となっているように思われます。

同ランクの業者にて競争入札を行うのが良いと思われます。ランク分けについて、磐田市は経審の点数のみによりランク分けをしていると思いますが、県と同様に売り上げ・技術者数など別の要素も加えランク分けをすることも検討していただきたいと思います。

最近の経審は売り上げや規模ではなく、会社経営の安定・健全を重視している部分が多いと思われます。規模にあった工事の受注が最適だと思われます。

- ④見積工事（130 万以下）・修繕工事について、現在、税込 130 万以下の見積り合わせ工事において、主に B ランクの業者に工事発注を行っていると思いますが、ランクを重視した発注ではなく A ランクの中でも条件に合う会社にも 130 万以下の営繕工事を受注させていただきたいです。

建設業界は会社の規模・ランクに関係なく地域に密着しております。地元関係者も顔見知りの場合が多く、工事も順調に行われると思います。地元優先にて発注を考えて頂きたい。

まち美化パートナーの関係においても、当社が清掃・修理をしている道路などがありますが営繕工事があればやはり状況等を常日頃管理している者がやるのが良いと思われます。

ランクに関係なく、会社ごと直接作業員を雇用している会社、現場管理のみを雇用している会社があります。営繕の仕事は比較的直接作業員を作業に従事させることができる工事です。現場作業員が少なくなっている現在、長期雇用・若者の建設業離れの面から考えてもお願いしたいと思います。

直営の作業員を雇用している会社は、当然重機・車両を所有しており、急な営繕工事にも柔軟に対応が出来ると思います。

- ・市の催事等（具体的には市道草刈りや防災、水防訓練）に協力的な業者が評価されるべきである。上記を踏まえ、指名等、健全な入札発注システムを確立する為にはしっかりと業者評価をされるべきである。

総合評価の加点の中で、従業員の磐田市民率の見直し。（この少子化、人材難の時代に従業員 4 名の会社の市民率 50%と、従業員 50 名の会社の 50%では雇用努力や納税規模額の観点からも正当な評価基準ではないと思う。）

入札の等級格付見直し。（例えば 5 千万円の入札物件があり A 等級が参加可能条件である時、同じ A 等級の会社でも、1 億円の売上のある会社と 10 億円の売上のある会社が参加できる状態となっている。経験の条件があっても 5 千万円の実績があれば参加可能という物件も多く、もっと会社規模等を考慮した格付（入札）をすべきである。）

- ・仮設についての情報提供（矢板、ウェルポイントの日数の計算根拠の提示）
低入札の対応：磐田市は低価格の入札時でも品質確保のための対応が甘い。
 - ①現場代理人と主任技術者の兼務の禁止
 - ②専任の主任技術者の追加
 - ③他工事に従事しない品質証明員の配置義務等を厳格にし、業者側にも法令意図を理解させ適正な入札の実施

- ・工事の見積：公平性を保つため入札参加ができる業者から公告前の物件の見積徴収は情報漏えいに繋がるので禁止してもらう。

〈総合評価落札方式について〉

- ・総合評価落札方式は、評価点の高い業者への落札に片寄ることになるため、対象工事の範囲は最小限度にとどめるべきである。

- ・総合評価落札方式の入札は、落札者が固定され、参加したくても点数が足りないため、断念する場合が多々ある。指名競争入札を実施する。（大まかに北と南に分けて）

- ・磐田市の総合評価では、特例市内業者等は、特に落札が難しく、優良工事の対象とならないことも残念です。価格競争においても落札率が低く、経費等が出ないため、入札に参加することを諦めることがあります。

- ・①今年度から導入した予定価格事前公表は入札参加者が発注者から予定価格を探り出す不正行為を防止するためだ。しかしその不正は防止できても業者との癒着は防止できない。本来、適正な競争の確保と適正価格での契約が行われるべきであるが、入札・契約制度の本来の目標に照らせば弊害しかない。発注者は予定価格の守秘義務の対象として、毅然たる姿勢で不正に取り組みば事前公表の必要性はない。即刻この制度はやめるべきであると思う。当局が職員に徹底する自信のないこと、逃げの表れではないかと言われても仕方ない。問題なのは事前公表だけでない。同札による価格入札が多くなり、くじ引きによる落札者の決定を引き起こす案件ばかりになる。それも同札業者はかなりの数にのぼり、くじで会社の将来を左右することが本来の公正かつ自由な競争を通じて受注者や契約金額を決定すべきことに逸脱している状況を危惧する。
- ②今年度の総合評価方式は原則として5,000万以上の土木、下水、水道工事等になった。この総合評価方式は特定の業者が落札する傾向にあり、普通に努力している業者には落札は不可能である。そして総合評価方式参加業者は比較的規模の大きな業者であり、しかも入札前に結果が予想できるため、参加表明すら

できない業者が大多数である。総合評価方式導入は品質確保が大事であるから、ダンピング受注、低札入札防止とか言われますが磐田市の場合、低入札の工事点数は決して悪くないし、工事もよい品質であると聞いています。品質が問題でないならば、同じ土俵に多くの参加者を募り正々堂々と競争すべきであります。特に県とは違い、市の範囲では限られた業者が毎回土俵に参加し、勝者となり受注する機会を与えられているのです。これは公平、公正を旨として多くの業者にその機会を与えるべき入札制度とは反していると言わざるを得ません。しかも、年々総合評価方式を増やしているのはどのような理由があるのでしょうか。弱小企業からしてみると、この経済下の中で今、必死に一生懸命歯を食いしばり頑張っています。確かに余裕があれば ISO を取得したり、CPD、CPDS の勉強会も出席できますが現状では無理なのです。またそのことが工事内容と密接な関係があるのでしょうか。この総合評価方式は官製談合の疑いが強くなるといっても過言ではありません。事前に評価基準は発注者が決めることができ、高い評価点を持つ業者も特定できるのです。担当者の裁量により、円ではなく変形した土俵も作ることができるのです。これは入札ではなく特定の事業所が有利となる随意契約ではないのでしょうか。このような中、今の総合評価方式には我々のような零細弱小企業は元請けをあきらめて下請け専門になりなさい。そうでなければ倒産か廃業しなさいと言われるのですか。建設組合の上層部のことばかり役所は聞かないで本当に困っている底辺でしっかり支えている我々に目を向けていただきたいと思います。多くの労働者を雇用している我々にとって監督、技術屋だけ雇う会社とは違い真剣に生きているのです。どうか不公平のない一部の人たちだけが得をする制度でなくしっかり多くの者の声を聞いて見直しをお願いします。

〈その他〉

- ・ 現在最も改善が急がれることは、工事の検査基準の明確化だと思います。事業者へ通知される検査結果には評定基準項目が添付されていない。検査者側は何をもって評価しているのか？
- ・ 建設工事に関しての問題点・改善点・提案・質問ですが、今現入札方法に関し、指名競争入札は一切ないようですが、この点に関して今後の市の対応、考えをお聞かせ願いたいです。総合評価方式ですが、今回 5000 万円以上の案件は全て総合評価方式を採用とのことですが、今後も継続していくという考えでしょうか。総合評価方式は会社の規模・技術者の優劣により落札者が数社内での競争になるのが現状です。これは入札の平等性・業者育成保護の観点からどの様にお考えでしょうか。さらに公平な磐田市独自の取り組みも考えてはいただけないでしょうか。アンケートについて、今回は第一弾として「建設工事」を対象にした調査ということですが「建設工事」以外の第二弾も調査されることを要望いたします。

指名競争入札について、談合の温床であったため、多くの指摘を受け、現在の一般競争入札へ移行しました。今回の再発防止策と共に入札に関する意見相談を受け付ける専門機関を庁舎内への設置を求めます。この事業所アンケート調査結果について、提出された質問等の回答をインターネット等へ掲載し広く市民へ周知していただくことを要望いたします。また、建設工事だけではなく業種を問わず、全ての入札案件において一般競争入札の実施を求めます。一部業者の保護のためと疑われる入札制度の採用はしていただきたくないものです。情報は多方面に渡り収集することが必要です。それが入札だけではなく、再発防止への抑止力となり、開かれた市政へ結びつく効果が有ると思います。

資料編

平成 31 年 4 月 24 日

事業所 各位

磐田市長 渡 部 修

事業所アンケート調査への回答について（お願い）

春寒の候、貴社においては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本市では、本年 2 月に前副市長と現職の課長が公契約関係競売入札妨害の容疑により、逮捕・起訴されるという事件が起きました。

これを受けて、本市では、磐田市再発防止対策本部を設置し、本年 5 月から予定価格の事前公表や全職員を対象とした実態調査アンケートの実施など、原因究明と事件の再発防止に向けて調査及び取り組みを進めてきております。

今後、早期に市民の皆様の信頼回復を図り、入札制度全般について襟を正し、適正化をさらに推進するため、今回は第一弾として市内に本社または営業所を有する入札種別「建設工事」の事業所を対象に、事業所アンケートを実施することといたしました。

ご多忙の折申し訳ありませんが、アンケートへのご協力をお願い致します。

記

1 調査概要

- (1) 対象事業所 本市の入札参加登録業者のうち次の条件をすべて満たす事業所 122 社
①種別「建設工事」
②登録区分「市内業者」・「準市内業者」
- (2) 公開の有無 集計結果は、原則、公開の対象となりますが、事業所を特定するような集計及び公開は行いません。
- (3) 提出期限 平成 31 年（令和元年）5 月 10 日（金）

2 回答方法

- (1) 別紙の「事業所アンケート調査」に直接ご記入いただき、同封した返信用封筒に入れて郵送して下さい。

事務局 秘書政策課
担 当 伊藤豪紀
電 話 0538-37-4805

回答用紙

事業所アンケート調査

問1 貴社の業者区分を○で囲んで下さい。

1、市内業者 2、準市内業者

問2 「平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）」について、貴社は予定価格130万円超の建設工事入札案件で、本市との契約は何件ありますか。該当する件数を○で囲んで下さい。

1、無し 2、1～5件 3、6件以上

問3 今回の磐田市で起こった公契約関係競売入札妨害事件について、その原因・背景をどのように考えていますか。ご意見を記述して下さい。

問4 本市の職員が貴社に対し、便宜などを図るよう <u>不当な要求を行った</u> ことがありますか。該当する方を○で囲んで下さい。 また「ある」と回答した方は、不当な要求をした「者（職員）」と「相手」、また「その内容」について記述してください。
1. ある 2. ない
<u>「ある」と答えた方は、記述してください。</u>

問5 貴社では、本市の職員が他の事業所等に対し、便宜などを図るよう <u>不当な要求を行った</u> ことを見たり、聞いたりしたことがありますか。該当する方を○で囲んで下さい。 また「ある」と回答した方は、不当な要求をした「者（職員）」と「相手」、また「その内容」について記述してください。
1. ある 2. ない
<u>「ある」と答えた方は、記述してください。</u>

問6 貴社が本市の職員に対し、便宜などを図るよう <u>不当な要求を行った</u> ことがありますか。該当する方を○で囲んで下さい。 また、「ある」と回答した方は、不当な要求をした「者」と「相手（職員）」、また「その内容」について記述してください。
1. ある 2. ない
<u>「ある」と答えた方は、記述してください。</u>

問7 貴社では、他の事業所等が本市の職員に対し、便宜などを図るよう不当な要求を行ったことを見たり、聞いたりしたことがありますか。該当する方を○で囲んで下さい。
また、「ある」と回答した方は、不当な要求をした「者」と「相手（職員）」、また「その内容」について記述してください。

1. ある 2. ない

「ある」と答えた方は、記述してください。

問8 本市の職員が貴社に対し、利益供与と思われる行為を要求したことがありますか。該当する方を○で囲んで下さい。
また、「ある」と回答した方は、利益供与を要求した「者（職員）」と「相手」、また「その内容」について記述してください。

1. ある 2. ない

※利益供与の事例

1. 中元歳暮などの贈答品の提供 2. 飲食の誘い 3. 旅行の誘い
4. ゴルフの誘い 5. 現金や金券、有価証券の提供 など

「ある」と答えた方は、記述してください。

問9 貴社では、本市の職員が他の事業所に対し、利益供与と思われる行為を要求したことを見たり、聞いたりしたことがありますか。該当する方を○で囲んで下さい。
また、「ある」と回答した方は、利益供与を要求した「者（職員）」と「相手」、また「その内容」について記述してください。

1. ある 2. ない

「ある」と答えた方は、記述してください。

問10 貴社が本市の職員に対し、利益供与と思われる行為を行ったことがありますか。該当する方を○で囲んで下さい。
また、「ある」と回答した方は、利益供与と思われる行為を行った「者」と「相手（職員）」、また「その内容」について記述してください。

1. ある 2. ない

※利益供与の事例

1. 中元歳暮などの贈答品の提供 2. 飲食の誘い 3. 旅行の誘い
4. ゴルフの誘い 5. 現金や金券、有価証券の提供 など

「ある」と答えた方は、記述してください。

問11 貴社では、他の事業所等が本市の職員に対し、利益供与と思われる行為を行ったことを見たり、聞いたりしたことがありますか。該当する方を○で囲んで下さい。
また、「ある」と回答した方は、利益供与と思われる行為を行った「者」と「相手（職員）」、また「その内容」について記述してください。

1. ある 2. ない

「ある」と答えた方は、記述してください。

問12 今回の公契約関係競売入札妨害事件の再発防止策に関して、ご意見やご提案があれば、記述してください。

問13 磐田市の入札・契約制度、発注システム等で問題点や改善に関する提案等があれば、記述してください。

アンケートは、これで終了です。ご協力ありがとうございました。